

歴史的建造物旧豆山荘の持続可能な利活用に関する協定書

奈良県河合町(以下「甲」という)と畿央大学(以下「乙」という)及び株式会社森本組(以下「丙」という)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

(総則)

- 第1条 本協定は、甲が所有する歴史的建造物旧豆山荘(以下「旧豆山荘」という)の持続可能な利活用に向けた新たな手法と技術開発を進め、社会的課題の解決法を提案するとともに、地域のアイデンティティを形成している旧豆山荘を用い地域再生を進めることを目的として締結する。
- 2 本協定は、甲と乙が令和4年9月28日に締結した「河合町と畿央大学との包括的な連携協力に関する協定書」第2条連携協力事項として位置付ける。

(連携事項)

- 第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成する為、旧豆山荘にかかる次の事項(以下「連携事項」という)について連携する。
- (1) 現状調査に関する事
 - (2) 軽微な保全に関する事
 - (3) 登録有形文化財(建築物)の登録に関する事
 - (4) 持続可能な保存手法の調査研究に関する事
 - (5) 持続可能な利活用および運営手法の調査研究に関する事
 - (6) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

(経費)

- 第3条 甲、乙および丙が、前条連携事項を実施する際の経費については、個別の事業ごとに協議するものとする。

(機密保持)

- 第4条 甲、乙および丙は、本協定に関して知り得た相手方の機密情報を連携事項の履行に必要な範囲を超えて第三者に開示してはならないものとし、本協定の効力が失われた後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲、乙および丙は、相手方の承諾を得た場合は第三者に本協定に関して知り得た情報を開示することができる。

(反社会的勢力)

- 第5条 甲、乙および丙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同条第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物との一切の関係を持たないことを確約する。

(協定の変更)

- 第6条 甲、乙および丙いずれかが、本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙および丙のいずれかが、書面により相手方に終了の申し出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

- 第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年10月11日

(甲) 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町

町 長



(乙) 奈良県北葛城郡広陵町馬見中4丁目2番2号

畿央大学

学 長



(丙) 大阪市北区天満一丁目25番17号

株式会社森本組 大阪支店

執行役員支店長

